

1号認定こどもの利用者負担額(29年度額)

階層区分			月額
A	生活保護世帯		0円
B	市町村民税 所得割課税額	非課税世帯	2,500円
C1		1円～77,100円	7,200円
C2		77,101円～120,600円	11,200円
C3		120,601円～211,200円	13,200円
C4		211,201円～	14,200円

※上記表は第1子の保育料を記載。

(多子世帯の児童の数え方、減免額については、別途お問い合わせ下さい。)

※本園は子ども・子育て支援新制度に移行しているため、就園奨励費、就園費補助による減免は適用されません。

※高松市以外の市町村から通われる場合は、お住まいの市町村が定める保育料が適用されます。

- ・当園においては、園児の居住する市町村の定める保育料を毎月(8月も含みます。)徴収します。
- ・市町村の定める保育料は各世帯ごとに毎年の市町村民税に応じて設定されるため、年の途中で(9月)で変更になる場合がありますので、ご了承下さい。
- ・入園後、遠足バス代、記念写真代など必要に応じて実費をいただきます。実費を徴収する場合には園日よりやお手紙でお知らせいたします。
- ・入園前に揃えていただく学用品、制服については、販売価格表にてご確認下さい。